

要 保存

保護者の皆様へ

令和7年4月

京都市立北野中学校
校長 立垣 典子

気象警報等に対する非常措置についてのお知らせ

本校におきましては、『京都市』（テレビ・ラジオにおいては『京都南部』または『京都・亀岡』地域と報道される場合があります。）に『特別警報』・『暴風警報』または、『水災害（河川の氾濫など）の避難指示』が発令された場合には、下記のような措置をとっておりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の最新の報道に注意し、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 『特別警報』について

（1）登校前に『特別警報』が発令された場合

○『特別警報』が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。

（2）『特別警報』が解除された場合

○午前0時までに解除になった場合………5校時から授業（13：05登校）

○午前0時現在、特別警報発令中の場合……臨時休業

（3）在校中に『特別警報』が発令された場合

○直ちに臨時休業とした上で、下校の安全が確認できるまで学校待機とします。

○帰宅については、生徒個人カードに記入された保護者へ引き渡して帰宅となります。

2. 『暴風警報』について

（1）登校前に『暴風警報』が発令された場合

○『暴風警報』が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。

（2）『暴風警報』が解除された場合

○午前 7時までに解除になった場合…平常授業

○午前 9時までに解除になった場合…3校時から授業（10：35登校）

○午前11時までに解除になった場合…5校時から授業（13：05登校）

*自宅で昼食を済ませてから登校してください

○午前11時現在、警報発令中の場合…臨時休業

（3）在校中に『暴風警報』が発令された場合

○気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

3. 『水災害（河川の氾濫など）の避難指示（警戒レベル4）』が発令された場合

本校の校区内は「天神川の浸水想定区域」であるため、『避難指示』の発令対象地域です。大将軍学区・仁和学区・朱雀第八学区に『避難指示（警戒レベル4）』が発令された場合には、『暴風警報』に準じた措置を取ります。

以上、ご家庭でもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

要保存

保護者の皆様へ

令和7年4月

京都市立北野中学校
校長 立垣 典子

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市域において『震度5弱以上』の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

*学校所在の中京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で『震度5弱以上』を観測した場合の措置となります。

記

1. 登校前に発生した場合

- 下校後、深夜0時までに発生した場合……翌日を臨時休業
 - 深夜0時以降、登校までに発生した場合……当日を臨時休業
 - 休業日・休業前日の下校後に発生した場合
 - ……原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全確認の上で授業等を実施する場合は、ホームページ・すぐーる等により連絡します。
- *臨時休業が長引いた場合の学校再開日は、学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に発生した場合

- 直ちに臨時休業とした上で、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。
- 帰宅については、生徒個人カードに記入された保護者へ引き渡して帰宅となります。

3. 家庭での啓発

- 災害が起きてから急な判断をして行動することは難しいので、普段から備えておくことの重要さを認識しておくことが大切です。
- 大規模な自然災害が起きたとき、または起きそうなとき、自分の命を守るために「いつ」「どこへ」「どのように」行動するのか、ご家庭でも話し合っておくことが大切です。

以上、ご家庭でもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。